

※変更点にご注意ください

経営事項審査マニュアルの改正について (令和6年12月)

以下の項目について経営事項審査マニュアルの改正を行いました。申請の際はご注意ください。

技術職員の常勤確認資料の変更について (P. 16)

令和6年12月2日から健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の新規発行が終了したことに伴い、常勤確認資料の一つである健康保険証の提出に係る取扱いを以下のとおりとします。ご申請の際にはご注意ください。

- (1) 審査基準日時点で有効な健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの場合
従来通り健康保険証の写しまたは後期高齢者医療被保険者証の写しを提出してください。
- (2) 審査基準日時点で有効な健康保険証・後期高齢者医療被保険者証をお持ちではない場合
 - ①マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている場合
資格情報のお知らせの写しまたはマイナポータルの画面（資格情報が確認できるもの）を印刷したもの
 - ②マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない場合
資格確認書の写し

※提出の際は、プライバシー保護の観点から、保険者番号、被保険者記号・番号および個人番号にマスキングを施したものを提出してください。

確定申告書の提出について

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われないことに伴い、確認書類である書面で提出された確定申告書等は受付印のないものの写しを提出してください。(令和7年1月以前に受付されたものについては、収受日付印のあるものの写しを提出してください。)

また、e-Taxにより提出された申告書等については、受信通知またはメール詳細の提出を求めていましたが、令和7年1月以降の申請では提出は不要とします。

申請手数料の納入方法について

従来の滋賀県収入証紙による納付に加えて、キャッシュレス決済による納付が可能となりました。利用可能な支払方法等についてはP. 17をご確認ください。